

改正タクシー特措法における特定地域の指定状況について



国土交通省

平成27年11月9日

自動車局

タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

タクシー特措法※

旧

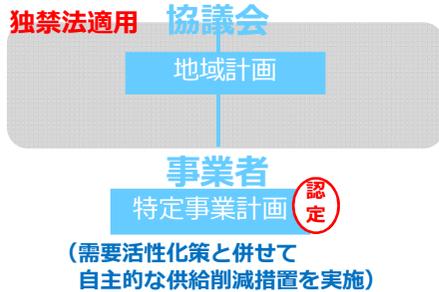
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

新

※特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

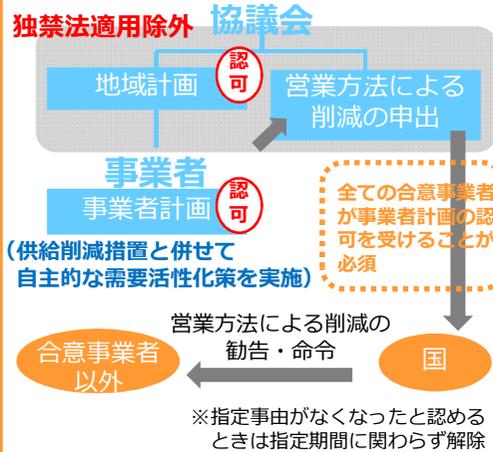
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

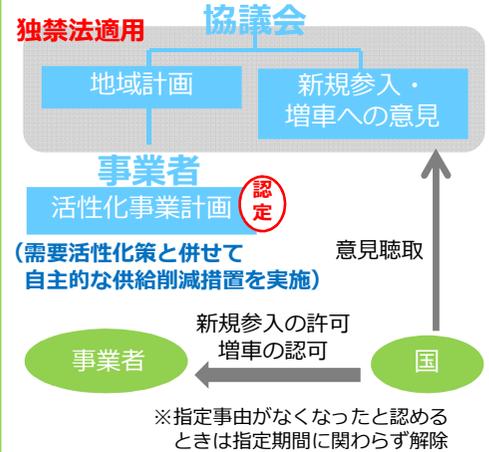


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

タクシー業務適正化特別措置法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域一覧表（平成27年11月1日現在）

運輸局等	都道府県	特定地域（19地域）
北海道	北海道	札幌交通圏
東北	宮城	仙台市
	秋田	秋田交通圏
関東	神奈川	京浜交通圏
北陸 信越	新潟	新潟交通圏
	石川	金沢交通圏
	長野	長野交通圏
近畿	大阪	大阪市域交通圏
	奈良	奈良市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏
中国	広島	広島交通圏
	岡山	倉敷交通圏
九州	福岡	北九州交通圏、福岡交通圏
	長崎	長崎交通圏
	熊本	熊本交通圏
	大分	大分市
	宮崎	宮崎交通圏
	鹿児島	鹿児島市

（全国の営業区域の総数 638地域）

特定地域の指定基準に基づく試算結果

	事業者数	車両数
全 国 合 計	6,390	191,363
準 特 定 地 域 合 計	3,075	105,875
特 定 地 域 合 計	1,076 (全体の約17%)	55,084 (全体の約29%)

(注1) 平成26年度輸送実績報告の集計による。ただし、車両数は各局の届出車両数による。

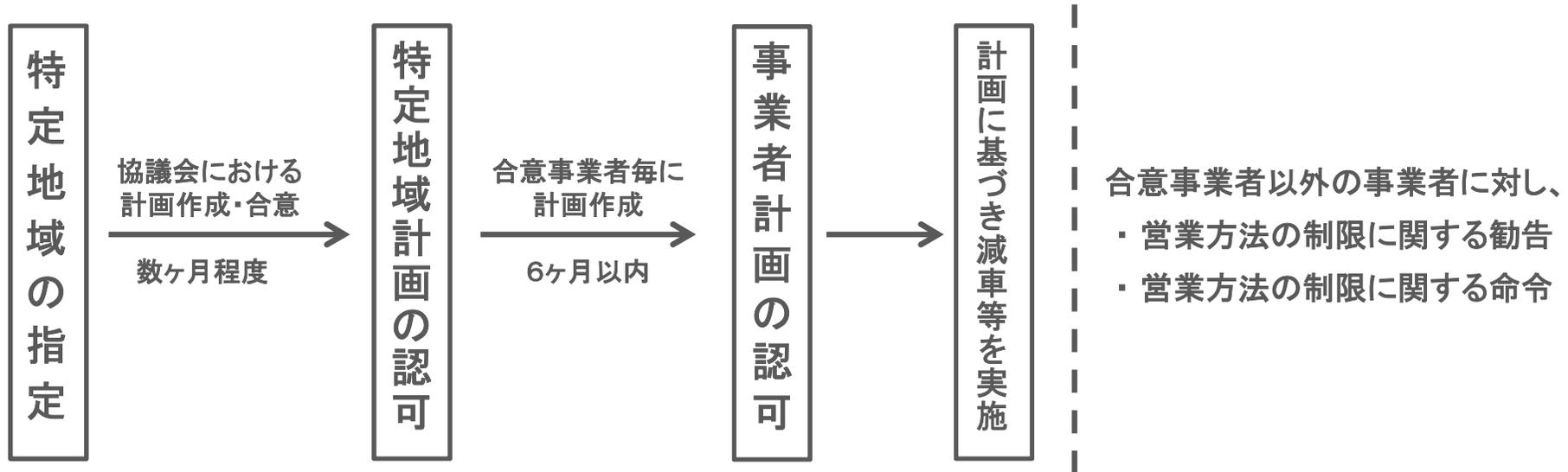
(注2) 法人、一般タクシー（ハイヤー、患者等輸送限定車両を除く）のみ。

特定地域の指定基準に盛り込んだ指標

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（E～Gについては、いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない）

- A 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- B 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。
- C 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- D 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- E 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- F 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
- G 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
- H 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

特定地域指定後における供給輸送力削減までの流れ



特定地域計画

【計画の内容】

- 特定地域計画の目標
- 供給輸送力の削減数及び削減方法
- 活性化措置に関する事項

【合意の主な要件】

- 地域の総車両数の3分の2以上の賛成
- 大手事業者や中小事業者などのカテゴリーごとに、地域の総車両数の過半数の賛成
- 協議会に参画している地方公共団体全ての賛成

等

営業方法の制限に関する勧告・命令

【発動の要件】 ※運輸審議会への諮問が必要

《 勧告 》

- ① 全ての合意事業者が事業者計画の認可を受けていること
- ② 協議会からの申出があること
- ③ 合意事業者以外の事業者による事業活動により、適正化の推進が阻害されている事態が存すること
- ④ このような事態を放置しては、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認められるとき

《 命令 》（上記に加えて）

- ① 合意事業者による自主的な減車等では、当該地域のタクシー事業の適正化を推進できないこと
- ② 上記④の状態が、より著しい場合